

教育委員会会議 令和元年 1 1 月定例会 会議録

(13 : 30)

1. 開 会

市民憲章唱和

2. 教育長あいさつ

3. 会議録の署名者の件について

津山市教育委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定による。

4. 前回会議録の承認

全員賛成

5. 教育長等の報告

「(1)議案」と「(2)協議」の案件に関連するものがあるため、「(2)協議」を先に行い、その後「(1)議案」の審議を行う。

6. 議事

(2)協議

令和元年度 12 月補正予算について (各課)

概要説明 (資料 6-2-1)

学校教育課では、事務事業についての補正予算は該当なし。教育総務課、保健給食課の所属予算のうち、職員の人事異動に伴う給与や手当の調整を行ったもの。

生涯学習課では、生涯学習課の社会教育総務職員給与関係費、公民館職員給与関係費のいずれも職員の人事異動に伴う給与や手当の調整を行ったもの。文化課美作国分寺跡保存整備事業の 22,845 千円の増額は、史跡美作国分寺跡公有化事業として新たに購入する用地に係る経費を補正するもの。文化財センター職員給与関係費、図書館職員給与関係費、郷土博物館職員給与関係費、洋学資料館職員給与関係費はいずれも職員の人事異動に伴う給与や手当の調整を行ったもの。洋学資料館管理運営事業 500 千円は、指定寄付金を受け展示用原資料の購入を行うもの。保健体育職員給与関係費は職員の人事異動に伴う給与や手当の調整を行ったもの。スポーツ大会・合宿誘致事業の 1,000 千円の増額は、スポーツ大会・合宿誘致事業補助金の不足によるもの。東京 2020 オリンピック聖火リレー実施事業の 1,400 千円は、来年度実施の聖火リレーの準備にかかる費用を計上するもの。

こども保健部の幼稚園管理職員給与関係費は、職員の人事異動に伴う給与や手当の調整を行ったもの。

津山市教育委員会の職務権限の特例に関する条例について (教育総務課)

(資料 6-2-2)

津山市執行機関の付属機関設置条例等の一部を改正する条例について (教育総務課)

(資料 6-2-3)

津山市事務分掌条例の一部を改正する条例について (教育総務課)

(資料 6-2-4)

津山市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例について (教育総務課)

(資料 6-2-5)

これらの 4 件について一括で説明する。来年 4 月に予定されている、津山市全体の機構改革に関するものである。生涯学習課が所管している、公民館、図書館及び博物館の管理運営などを含む生涯学習に関する事務、スポーツ、文化、文化財の保護に関する事務については、教育委員会から市長部局に移管されることとなっている。市長がこれらの事務を管理し、執行するためには、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 23 条第 1 項に基づき、「教育委員会の職務権限の特例に関する条例」でその旨を定める必要があることから、12 月市議会に当該条例案とともに、機構改革に係る条例議案が提案される予定となっている。まず、「津山市教育委員会の職務権限の特例に関する条例」では市長が管理し、執行することとする事務を掲げている。第 1 号では、図書館、博物館、公民館、生涯学習施設及び久米ふれあい陶芸センターの設置、管理及び廃止に関すること、第 2 号ではスポーツ、第 3 号では文化、第 4 号では文化財の保護に関することとしている。次に、「津山市執行機関の付属機関設置条例等の一部を改正する条例」

では、先ほどの「教育委員会の職務権限の特例に関する条例」の制定に伴い、教育委員会の職務権限に属する事務について市長が管理、執行するため所要の改正を行うもの。「次に掲げる条例の津山市教育委員会の職務権限に属する事務を市長が管理し、及び執行することができることとする。」として(1)から(24)までの24件の条例について、所要の改正を行うもの。議案としては、1件だが、代表する条例を名称として一括して24件の条例を改正する手法を取っている。資料15ページから25ページまでは、議案としての改正文案、26ページ以降が、それぞれの条例の改正案対照表となっている。別表第2の表中、太字で示している教育委員会の付属機関である「津山市史編さん委員会」ほか4つの機関を左側別表第1の市長の付属機関とするもの。27ページの津山市伝統的建造物群保存地区保存条例から59ページ、ガラスハウス条例までは、「津山市教育委員会」となっている規定を「市長」と改めるなどそれぞれ、所要の改正を行う。次に、「津山市事務分掌条例の一部を改正する条例」は、市長部局の組織を規定するものであり、教育委員会の組織を規定するものではないが、生涯学習部の事務が市長部局へ移管されるためその内容について説明する。資料61ページ、番号1企画財政部からそれぞれの部ごとの分掌事務となっているが、次の62ページ、番号5産業文化部(7)(8)で文化、文化財の保護に関する事務、番号6地域振興部(6)から(8)で生涯学習、図書館、スポーツに関する事務を規定している。次の63ページから68ページについては、改正文案、新旧の対照表となっている。なお、教育委員会の組織については、教育委員会規則で規定することとなる。この改正については、3月の定例教育委員会会議で議案として提案する予定。最後に「津山市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例」については、職務権限の特例条例の制定に伴い、事務を市長部局に移管するために行う改正ではないことから単独の議案となる。機構改革後は、教育委員会は部制をとらないため、第6条の「教育委員会学校教育部学校教育課」を「教育委員会」とする改正を行うもの。なお、条例の施行日はいずれも、令和2年4月1日となる。

津山市公民館条例の一部を改正する条例について(生涯学習課)

(資料6-2-6)

津山市中央公民館総社西分館については、公共施設の面積適正化のため廃止とすることとなり、令和2年1月1日を以って廃止する。また、東苫田公民館の所在地について錯誤があったため正しいものに改めるもの。

津山郷土博物館条例の一部を改正する条例について(文化課)

(資料6-2-7)

現在、耐震改修工事を実施している津山郷土博物館について、令和2年4月からのリニューアルオープンに向けて、利用料金を改定する。理由は消費税率の改定に際して利用額の再検討を行った結果、文化課所属の洋学資料館の料金、その他の条件等を合わせて同一料金とし、分かりやすい料金体制とするため。

史跡津山城二の丸東側石垣修理工事 工事請負契約について(文化課)

(資料6-2-8)

12月議会提出の案件。危険となっている二の丸東側石垣について積み直しの工事を行うもの。契約金額は171,523千円、工期は令和4年7月31日までの約2年半の工期となっている。契約相手方は現在も津山城跡の工事を請け負っており経験や知識を活かせるということで、和田石材建設株式会社に依頼する。石垣の工事は、熊本城はじめ全国で実施しているが、質の高い業者を確保するのが難しい状況となっている。こうした中で、過去から多くの津山城跡の工事を行った和田石材建設に依頼することとする。

(1) 議案

教育委員会の職務権限の特例条例の制定に関する意見について(教育総務課)

概要説明(資料6-1-1)

この議案については、先ほどの協議事項の「津山市教育委員会の職務権限の特例に関する条例について」で、内容の説明をしたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により、議会が条例制定の議決をするに当たっては、教育委員会の意見を聴くこととされており、教育委員会に対して意見聴取の依頼があったもの。資料1ページが教育委員会からの意見の案で、提案された条例案は異議のないものとする内容となっている。次ページは議会から議長名で意見を求められた文書の写しである。

津山市青少年育成センター条例施行規則の一部を改正する規則について(生涯学習課)

概要説明(資料6-1-2)

青少年育成指導委員の上限を230人以内から150人以内に改めるもの。青少年育成指導委員は、現在、連

合町内会支部から人口割により 204 名の推薦をいただいているが、人口減少の地域も多く、推薦の負担軽減の依頼を受けている。そこで、今ある 9 部会から選出された委員で構成された検討委員会により見直しを行い、人口割ではなく学区割で選出することを基本とし、現在実施している事業に支障をきたさないと考えられる、119 人の推薦をいただくこととなった。それに伴い、上限を 150 人に改めることとなった。

(3)報告

平成 30 年度児童生徒の問題行動等の調査結果について

先月の教育委員会で、平成 30 年度児童生徒の問題行動等の調査結果が公表されたところだったため、速報値として報告したが、今回は、その結果の分析と対策について報告する。長期欠席については、前年から小学校では増加、中学校では減少となっている。その内、不登校については小中学校いずれも増加となっている。全国、県と比較すると、小中学校共に出現率としては低いが、経年変化でみると増加してきている。特に小学校では増加が顕著である。増加の要因については、明確な理由はつかめていない。様々な要因が複合的に重なっているものと考えられる。人間関係のつまずきであったり、学業への不安であったりということがあるが、保護者の価値観が変わってきており、学校へ行かなければいけないという考えが薄くなっており、家庭から送り出す力が弱くなっているのではないかと考えている。また、スマホやネットの長時間使用によって生活習慣が乱れるということも考えられる。今後の対策としては、本年度県から出ている「岡山型長期欠席・不登校対策スタンダード」を軸とした支援対象者リストをしっかりと活用し取組を行っていく。特に、今後の児童生徒の変化を段階的に丁寧に把握していく。このスタンダードでは 7 段階に分けてあり、細かいことも徹底して見ていくものとなっている。また、スマホ等の長時間使用については、県のネット依存防止マニュアルの活用を学校に働き掛けていく。次にいじめについて、認知件数は小中学校共に増加をしているが、全国的な状況として、本市でも積極的な認知が進んでいる結果と捉えている。いじめの内容については、個々のケースを見ると、ひやかしやからかい、悪口といったものが多くを占めている。また、不登校重大事態として認知したケースも含まれている。今後も引き続き早期発見、いじめ解消への具体的な手立てを学校と確認しながら進めていく。ネットを介したトラブルがいじめにつながる例も報告されており、情報モラルに関する啓発を今後も引き続き丁寧に取り組んでいきたい。教科化される道徳教育、人権教育については、既に、勝北中学校区では、外部講師を招聘して教育を展開している。自己肯定感を高めて、思いやりや、命を大切にすることについても力を入れていきたいと考えている。暴力行為については、小学校では増加、中学校では減少している。小中共に全国を下回っている。中学校は 10 件減少しているが、理由としては、学校警察連絡室との連携や規範意識向上モデル学区において落ち着いた学習環境をつくる取組が図られている事が挙げられる。しかし、件数の中には一定の生徒が暴力を繰り返してなかなか有効な手だてが進まなかったケースもあった。今後は、専門家や関係機関と連携を取りながら、暴力行為は絶対に許さないという毅然とした態度で、早期対応、未然防止を今後も進めたいと考えている

7.その他

(1)各課からのお知らせ

給食だよりについて（保健給食課）

給食だよりは毎月の献立表の裏に掲載し配布している。今回は給食のレシピを掲載している。また、11 月 18 日から 22 日の「おかやま産地消週間」ということで津山産や岡山県産の食材を取り入れた献立を実施している。

夏休みレッツチャレンジクッキング！レシピについて（保健給食課）

今年度のテーマは「自分でできるよ朝ごはん」として、市内の小学校 5・6 年生と中学生を対象に実際自分で作った料理のレシピを応募してもらった。10 月 12 日から 14 日にアルネ 4 階地域交流センターに展示を行った。応募作品 2,391 点の中からレシピを紹介している。

第 70 回津山市成人を祝う会について（生涯学習課）

令和 2 年 1 月 12 日 13 時より津山総合体育館において第 70 回成人を祝う会を実施する。

岡山県北の気象環境と気象災害について（図書館）

津山市立図書館と放送大学岡山学習センター連携講座として実施する。昨年度も大変好評だった三浦健志先生が講師。災害が多発している中で、データをどのように利用するかなどについて話がある。

図書館だより 12 月号について（図書館）

本館の行事予定に記載している、第 10 回津山読書会が 12 月 15 日に開催される。津山在住の歴史小説作家・平茂 寛さんも参加される。また、それぞれの地区館のクリスマス会等の予定も掲載している。

令和元年度津山洋学資料館冬季企画展について（文化課）

冬季企画展を 11 月 23 日（土）から 2 月 16 日（日）に開催する。タイトルは「津山藩の英学事始め」。ペリー来航を機に、主要な外国語となった英語で西洋の学術を学ぶ英学に津山藩の洋学者たちがどのように取組んだかについての展示となる。

津山市教育委員会通信 12 月号について（スポーツ課）

今回の教育委員会通信はスポーツ課が担当した。スポーツ推進基本計画を紹介している。その計画に基づくスポーツ推進のための具体的な取組を 4 点紹介している。裏面は、主なスポーツイベントや大会を掲載している。また、スポーツ課が所管している施設について、AED を設置している施設の一覧を掲載している。

(2) 次回定例会の開催について

教育委員会規則に毎月第 4 木曜日が定例会開催日となっているが、年末等の日程を勘案して 12 月は令和元年 12 月 19 日(木)午後 1 時 30 分から開催。

全員賛成により決定

(3) その他

なし

8. 閉会

(14 : 45)